

別紙

諮問第736号～第738号、第743号、第753号、第758号、第759号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる本件開示請求1から7まで（以下「本件各請求」という。）については、権利の濫用として本来却下すべきものであるが、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定並びに非開示とした決定、一部開示とした決定及び開示とした決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各請求に対し、東京都知事が行った別表に掲げる非開示決定、一部開示決定及び開示決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 別表に掲げる各非開示決定（存否応答拒否）について

本件請求個人情報が存在するか否かを明らかにすることにより、条例16条2号、同条4号又は同条6号に規定する非開示情報が開示されることとなるため、条例17条の3の規定に基づき、開示請求を拒否（存否応答拒否）した。

(2) 別表に掲げる非開示決定及び各一部開示決定について

本件各対象保有個人情報には、条例16条2号、同条4号又は同条6号の非開示情報が含まれるため、それぞれ非開示決定又は一部開示決定を行った。

(3) 別表に掲げる開示決定について

本件対象保有個人情報の特定は妥当であり、実施機関では、本件対象保有個人情報以外に審査請求人の請求趣旨に合致すると解される文書は作成及び取得していない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、別表に記載のとおり審査会へ諮問され、審査会は、令和2年4月3日、同年4月30日及び同年5月1日に実施機関から理由説明書を收受し、令和2年12月17日（第211回第一部会）から令和3年2月18日（第213回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件請求個人情報及び本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る各請求個人情報については、別表に掲げる情報と解して、それぞれ存否応答拒否を行い、各対象保有個人情報については、別表に掲げる情報と特定して、同表のとおり非開示決定、一部開示決定及び開示決定を行った。

ウ 本件各請求について

(ア) 条例の趣旨について

条例1条は、「保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利」を明らかにするとともに、条例の目的が「都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」にある旨を規定しており、この目的を達成するため、条例

12条以下で、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を認めている。

(イ) 権利の濫用について

条例における保有個人情報の開示請求等の権利は、個人の権利利益を保護する観点から最大限尊重されるべきものであるが、その権利は無制限ではなく、条例1条において「都政の適正な運営を図りつつ」とされているとおり、適正に行使されなければならないことは明らかである。

したがって、外形上は権利の行使のように見えるが、具体的事案に即してみると、条例によって設けられた制度の趣旨目的から明らかに逸脱していると解される場合については、正当な権利の行使、制度の利用として是認することはできず、権利の濫用と解すべきである。

(ウ) 東京都個人情報保護審査会答申第504号について

令和2年3月5日付東京都個人情報保護審査会答申第504号（以下「前回答申」という。）において、審査会は、審査請求人の行った一連の請求について、以下のように判断している。

審査請求人には、本人の権利利益の保護にとって、その必要性が疑われる開示請求を大量に繰り返し行っている事実が存在するところ、それらの審査請求人の開示請求等に対し、実施機関は誠実な対応に努めているものと認められる。その一方で、多数の開示請求や審査請求、それにまつわる多くの誹謗中傷や暴言、補正の求めへの非対応といった、開示請求を行う者として許容し難い言動の数々により、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている状況が確認された。

上記のような状況においては、開示請求等の権利が最大限尊重されるべきであることを考慮したとしても、審査請求人による本件各請求は、もはや個人情報保護条例に基づく制度の趣旨目的を逸脱したものといわざるを得ず、審査会としては、権利の濫用であると解し、その情報の存否、開示の可否等を判断するまでもなく、請求を却下すべきであると判断する。

(エ) 本件各請求の権利濫用該当性について

本件各請求について、審査会がその内容を見分したところ、前回答申に係る請求と同様に、開示請求や審査請求の制度を利用して自身の不満を主張するなど、本人の権利利益の保護にとって、その必要性が疑われる開示請求が繰り返し行われていることが確認された。

また、審査会が、事務局をして実施機関から聴き取りを行わせたところ、開示請求書の收受等の際に窓口において高圧的な態度で一方的な主張や不服を述べるなどの開示請求時の態様の問題や、それらに伴う実施機関の業務への支障も認められた。

したがって、本件各請求は、その内容及び時期から、前回答申に係る請求と一連のものであり、その趣旨も同種のものであると認められ、前回答申における判断を変更すべき特段の事情は認められないことから、審査会は、本件各請求について、権利の濫用であると解し、その情報の存否、開示の可否等を判断するまでもなく、請求を却下すべきであると判断する。

エ 本件各決定の妥当性について

本件各請求については、前記ウで判断したとおり権利の濫用として本来却下すべきものであったため、本件各決定はいずれも取り消すべきものとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑